

福島市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

福島市長

木 幡 浩

福島市規則第 32 号

福島市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

福島市職員の給与の支給に関する規則（昭和38年規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表中「情報政策監」を「デジタル政策監」に、

「	環境施設整備室長 環境再生推進室長 福祉事務所次長 保健所副所長 こども発達支援センター所長 下水道室長	」	を
---	---	---	---

「環境施設整備室長
福祉事務所次長
保健所副所長
下水道室長

に、

「総括検査員
副館長
あぶくまクリーンセンター所長
あらかわクリーンセンター所長
下水道管理センター所長
こども発達支援センター副所長
前掲以外の支所長

を

「総括検査員
あぶくまクリーンセンター所長
あらかわクリーンセンター所長
下水道管理センター所長
前掲以外の支所長

に、

「消防本部課長補佐

を

消防本部課長補佐 新消防庁舎整備室長	
-----------------------	--

に、

中央学習センター館長以外の学習センター館長 幼稚園長（福島市教育職員等の給与の特例に関する条例第1条に規定する幼稚園長を除く。）	12,900円
---	---------

を

最高デジタル責任者補佐	41,700円
中央学習センター館長以外の学習センター館長 幼稚園長（福島市教育職員等の給与の特例に関する条例第1条に規定する幼稚園長を除く。）	12,900円

に改め、同表に備考として次の

ように加える。

備考 この表に掲げる特別調整手当を受ける職員の職にある職員のうち、条例附則第38項の規定の適用を受ける職員には、特別調整手当を支給しない。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。